

亀山中学校の基本的な約束事の確認

2022.5.27

* 登下校のきまり

- ①自転車に登下校する場合は、必ずヘルメットをかぶる。(部活での使用時も同じ。)
自転車通学のきまりに違反した場合は、生活指導部の違反規定が適用される。
・ノーヘル ・2人乗り ・傘さし運転 左記の3項目は、3日間の自転車通学禁止
 - ②正門、裏門から校内へ入ったら、安全のため自転車から降りて歩行する。
 - ③原則として制服か体操服で登下校する。学校での生活は、制服で過ごす。
 - ④寒いときは登下校のときのみ、ウィンドブレーカー、マフラー、手袋等の防寒用具を着用してもよいが、職員室の入室時や学校での生活時は着用しない。
 - ⑤自宅から学校までの間で早めに通学路(主要な道路)に出るようにする。また危険防止のためできる限り複数で登下校する。
- ☆不審者に出会ったり、車や歩行者との接触等があったりした場合は、適切な対応をして速やかに学校と家庭に連絡してください。

* 制服のきまり

- ①ズボンとは体格にあった長さで、着こなしには注意する。(腰パン、シャツ出し、かかと踏み など禁止)
- ②スカートは膝がしら程度の長さに統一し、長すぎても短かすぎてもいけない。
- ③ブレザーのボタンは、学校で販売されているものとする。
- ④カッター、ブラウス、ポロシャツについては、白無地とする。また第2ボタンははずさないようにする。
- ⑤ベストまたはセーターに限り季節の変わり目や、寒いときに着用することができる。
- ⑥ブレザーを脱いだ状態で着用できるのは学校指定のベストに限る。その際は名札を必ずつけること。
- ⑦ブレザーの下に着用するセーターは、ベストのデザインに準ずるような形状(Vネック)とする。また、セーター、カーディガンの色は白・黒・紺・ベージュ・グレーの単色とする。(トレーナー、パーカーは禁止) ※入学式、卒業式の時も同様とする。
- ⑧シャツ、ブラウスの下に着る下着は、シャツ・ブラウスから見えないように着こなす。(襟口、袖口からはみ出たり、透けて見えないようにする)
- ⑨登下校を除き、学校生活中はいつも名札をつける。(名札に飾り・シールなどを貼らない、落書きしない)
- ⑩制服は、男女兼用制服とし、2021年度までの亀山中学校の制服を譲り受けた場合、それを着用してもよい。

* 靴、靴下のきまり

- ①下靴…自由とするが、運動のできるもの、靴箱に入るものとする。(横 22 cm×縦 13 cm)
 - ②上靴、体育館シューズは規定のものとする。
 - ③ソックスは自由とするが、その選択はTPOをわきまえて判断する。
 - ④下靴、上靴ともに記名をし、かかとを踏んで使用しない。
- ※体育館前のさな板上には、原則、下靴、体育館シューズでは上がりず、裸足または上靴のみとする。

* 頭髪などのきまり

- ①パーマ、脱色、染色、カール、飾り、整髪料の使用は禁止。
- ②一部が極端に長くなることを避ける。
- ③前髪は目にかからない。髪は肩にかかる場合は束ねる。
- ④ゴムは華美でないものとし、カチューシャ、リボン、バレッタなどは禁止とする。

*持ち物のきまり

- ①カバンは自由とする。ただし、教室のロッカーに入る大きさのもの。また、高価なものはさける。
- ②不要なものは持ってこない。(携帯電話、雑誌、ゲーム類、お菓子、化粧品、アクセサリなど) 金銭についても同等とする。金銭を持ってこなければいけない事情があるときは担任に申し出て、朝のうちに預ける。不要物を勝手に所持している場合は預かることとし、保護者に返却する。
- ③ブラシ、制汗スプレー、日焼け止めは使用してもよい。ただし、無香料のものであること。
- ④持ち物にはすべて記名すること。

*生活についてのきまり

- ①8：25のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入っていなければ遅刻とする。朝練参加者も同じ。ただし、活動はチャイムとともに始めるので20分には入室して準備を始める。
- ②欠席、遅刻、早退については、始業前に、**保護者が**電話等で、学校に連絡する。
- ③登校したら、勝手に学校外へ出ることは禁止する。
- ④昼食時にできたゴミは、必ず各自で持ち帰り、教室のゴミ箱に捨てない。
- ⑤昼食の残り(弁当やパン)を含めて昼食時以外の間食等は禁止とする。
- ⑥水筒を持ってきててもよいが、お茶または水とする。長期休業中や休日の部活動にはスポーツドリンクを持ってきててもよい。
- ⑦昼食はクラスでそろってとり、チャイムが鳴るまで、教室から出てはいけない。
- ⑧1・2棟間の板の間部分は、土足では上がらないようにする。また雨天時は上靴でも通行しない。1棟2階のベランダは、雨天時には使用しないこと。ベランダの手すりは、危険防止のため、乗ったり、もたれたりしないこと。3棟のベランダには出てはいけない。
- ⑨他教室には移動教室として使用するとき、体育等の着替えのとき、以外は出入りしてはいけない。また、他学年のフロアにも行かないようにする。

*職員室に関するきまり

- ①職員室への出入りの際には挨拶をしっかりとる。
- ②カバンは持ち込まないようにし、帽子やマフラー(ネックウォーマー)、手袋等は、はずしてから入室する。
- ③職員室内のもの(部室や教室の鍵など)は、集配物を除き、勝手に持ち出ししてはいけない。必ず、そのとき職員室にいる先生に申し出て許可を得るようにする。
例・・・「失礼します。〇〇部です、〇〇倉庫の鍵をお借りします。(借りに来ました)」
- ④職員室はテスト期間、成績処理期間等指示された期間は入室禁止となる。
- ⑤来客等があるので職員室内、職員室(会議室)前廊下は静かにする。

*その他

- ①下校時間を守る。完全下校時刻には、校門の外へ出ていること。
- ②生徒間のお金の貸し借りは、学校外であっても禁止とする。
- ③学校の中のを壊したときは、必ず先生に申し出て、後始末等を行い、指示に従う。
※故意、または不注意により破損したのものについては、弁償しなければならない。
- ④友人の家等への外泊は禁止する。
- ⑤登下校途中の寄り道は禁止とする。各種商店への出入りや友達の家立ち寄りすることも禁止とする。

もし、わからないこと、判断に迷うことがあったら、先生に尋ねましょう。
ルールを守れていない人がいたら、声をかけてあげましょう。
一人一人がルールを守って、みんなで楽しい学校生活をつくっていきましょう。